

第 5 期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート												
基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保												
施策の方向	No.	具体的取組	令和 6 年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和 7 年度目標	担当課			
(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための意識の浸透	32	女性に対する暴力についての正しい認識の浸透を進めるとともに、男女の対等な人間関係を基礎とした暴力のない社会づくりの啓発を推進します。	女性に対する暴力をなくす運動週間にあわせて啓発活動や考えるきっかけとなるよう、引き続き、ふらっと ねやがわにおけるパネル展示や、ふらっと市民セミナーの実施、相談事業の実施とともに、より女性に対する暴力についての正しい認識の浸透を進めるために、ホームページの充実を図る。	・ふらっと市民セミナーの実施 タイトル：パートナーとの良好な関係とは～ジェンダーバイアスを取り除き、向き合ってみませんか 参加者：7人（男性0人、女性7人） ・パネル展示 タイトル：女性から奪われているもの～それって支配ですよ～ ・女性の暴力をなくす運動週間について、広報誌、ホームページにて掲載 ・ふらっと ねやがわでの各種相談事業の実施	B	・ふらっと市民セミナーについて、より幅広い年代の方に参加いただくことが課題である。	・ふらっと市民セミナーの周知方法につきましては、市民の目につくようなチラシの内容や、SNS等の発信の時期などの工夫をする。	・チラシの内容や発信の時期に考慮し、女性に対する暴力をなくす運動週間にあわせ、ふらっとねやがわにおけるパネル展示や、ふらっと市民セミナーを実施をする。 ・府内市町村に対し、女性に対する暴力についての正しい認識の浸透に関する啓発活動等の実施状況の調査を行う。	人権・男女共同参画課			
	33	デートDVを防止するために、若年者を対象にした予防、啓発の取組を進めます。	生命を大切にし、相手の意思を尊重する心を育む道徳教育やディベート教育等に取り組む。	道徳の授業やディベート教育を通じて、生命の大切さや他者への思いやりを学ぶことができた。	A	発達段階に応じた課題に対応できる教材を準備する必要がある。	道徳の教科書を軸にするとともに、ディベートの論題を工夫する等、他の教材を積極的に活用する。	生命を大切にし、相手の意思を尊重する等の発達段階に応じた人権教育の推進	教育指導課			
			・本庁等 4 施設的女子トイレにDV相談リーフレットを設置 ・大阪府、関係機関からのリーフレット等による情報の提供や啓発を広報等を活用し周知を図る ・人権ライブラリーの貸出事業の周知 ・ホームページの充実を図る 指標：デートDVの認知度（中学生～大学生） <table><tr><th>令和2年度実績値</th><th>第5期プラン目標値</th></tr><tr><td>中学生 39.5%</td><td rowspan="3">100%</td></tr><tr><td>高校生 69.2%</td></tr><tr><td>大学生 77.9%</td></tr></table>	令和2年度実績値	第5期プラン目標値	中学生 39.5%	100%	高校生 69.2%	大学生 77.9%	・人権ライブラリー保管数 166本（12月末時点 貸出9本） ・大阪府等からのデートDVに関するリーフレット、啓発カードを公共施設等に配架 ・本庁等 4 施設的女子トイレにDV相談リーフレットを設置 ・ホームページにて大阪府の相談事業の周知	B	若年層を中心に、デートDVに関する意識の浸透を深めるため、取組事業の内容を充実させていく必要がある。
令和2年度実績値	第5期プラン目標値											
中学生 39.5%	100%											
高校生 69.2%												
大学生 77.9%												
(2)暴力に関する相談支援体制の充実	34	女性に対するあらゆる暴力が潜在化しないように、相談体制の周知及び整備を行います。	ふらっと ねやがわでの各種相談事業を、広報誌やホームページ等に掲載し、周知啓発に取り組む。 また、人権・男女共同参画課での相談体制の確保とともに、情報提供として大阪府で実施する各種相談事業についても合わせてホームページ等で周知に取り組む。	ふらっと ねやがわ ・女性弁護士による法律相談（毎週火曜日） 48回 ・女性の相談員による心の悩み相談（毎週月・水・第3火曜日） 345回 ・女性の相談員による電話相談（毎週金曜日） 51回 ・男性の相談員による心の悩み相談（第2水曜日） 12回 ・人権・男女共同参画課での相談の実施相談件数：47件 ・ホームページにて、大阪府での常設における各種相談の周知	A	相談業務の実施状況の周知・啓発の情報発信の工夫する必要がある。	メールねやがわの活用、ホームページやSNSを活用した周知を、引き続き取り組んでいく。	ふらっと ねやがわでの各種相談事業を、広報誌やホームページ等に掲載し、周知啓発に取り組む。 また、人権・男女共同参画課での相談体制の確保とともに、情報提供として大阪府で実施する各種相談事業についても合わせてホームページ等で周知に取り組む。	人権・男女共同参画課			
	35	大阪府配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関と連携し緊急事案時の対応体制を強化します。	引き続き、事案のひっ迫性を見極め対応し、大阪府配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関との連携強化に努め、情報の提供や共有を図り体制強化に繋げる。	・事案に対して、適宜、個別支援調整会議の参加、関係課及び関係機関と連携し取り組んだ ・人権・男女共同参画課での相談の実施相談件数：47件	B	引き続き、関係課及び関係機関との連携が必要である	引き続き、関係課及び関係機関との連携を図っていく。	引き続き、事案のひっ迫性を見極め対応し、大阪府配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関との連携強化に努め、情報の提供や共有を図り体制強化に繋げる。	人権・男女共同参画課			

施策の方向	No.	具体的取組	令和 6 年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和 7 年度目標	担当課
(3)ＤＶ等被害者保護と自立支援の推進	36	関係機関と連携を図りながら、ＤＶ被害者の緊急一時保護、生活の自立、心のケアなど情報提供及び支援を行います。	引き続き、事案のひっ迫性を見極め対応し、大阪府配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関との連携強化に努め、情報の提供や共有を図り体制強化に繋げる。	・一時保護 4 件（12月末時点） ・大阪府女性相談センターや配偶者間暴力相談支援センター等と、事案に応じて、適宜、個別支援調整会議の参加や連携を行った。	A	DV被害者における適切な支援を行うためには、関係機関及び庁内関係課との連携、情報共有が必要である。	継続して、関係課及び関係機関と連携を密にし、遅滞なく取り組む。	引き続き、事案のひっ迫性を見極め対応し、大阪府配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関との連携強化に努め、情報の提供や共有を図り体制強化に繋げる。	人権・男女共同参画課
	37	個人情報保護に関する職員間の認識を共有し、被害者保護のための住民基本台帳事務における措置を徹底します。	「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置要領」に基づき、適切な対応を徹底するとともに、相談者に寄り添った丁寧な対応を行う。	住民基本台帳事務における支援措置受理件数（令和 6 年12月1日現在）寝屋川市101件、他市124件、合計225件	A	DV被害者等に適切な支援を行うためには、関係機関及び庁内関係課との連携、情報共有が必要である。	DV被害者等が適切な支援が受けられるよう、相談や支援を行う関係機関及び庁内関係課と連携を行いながら対応する。	「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置要領」に基づき、適切な対応を徹底するとともに、相談者に寄り添った丁寧な対応を行う。	市民サービス部 戸籍・住基担当
			被害者の立場に立った切れ目のない支援のための、寝屋川市ＤＶ被害者支援連絡会議を実施し、連携強化に努める。	DV被害者支援連絡会議の実施 ①実務担当者研修会 日時：令和 6 年 9 月12日 テーマ：事例検討 ②幹事・実務担当者合同会議 日時：令和7年1月20日 テーマ：「ＤＶ被害者支援とＤＶ防止法について」	A	DV被害者における適切な支援を行うためには、関係機関及び庁内関係課との連携、情報共有が必要である。	会議の開催を図り、引き続き、関係課及び関係機関との連携を図る。	被害者の立場に立った切れ目のない支援のための、寝屋川市ＤＶ被害者支援連絡会議を実施し、連携強化に努める。	人権・男女共同参画課
	38	ＤＶ被害者支援連絡会議を通じた関係課及び関係機関との連携体制を強化します。	被害者の立場に立った切れ目のない支援のための、寝屋川市ＤＶ被害者支援連絡会議を実施し、連携強化に努める。	DV被害者支援連絡会議の実施 ①実務担当者研修会 日時：令和 6 年 9 月12日 テーマ：事例検討 ②幹事・実務担当者合同会議 日時：令和7年1月20日 テーマ：「ＤＶ被害者支援とＤＶ防止法について」	A	DV被害者における適切な支援を行うためには、関係機関及び庁内関係課との連携、情報共有が必要である。	会議の開催を図り、引き続き、関係課及び関係機関との連携を図る。	被害者の立場に立った切れ目のない支援のための、寝屋川市ＤＶ被害者支援連絡会議を実施し、連携強化に努める。	人権・男女共同参画課
	39	ＤＶ被害者のみならず、子どもに深刻な影響を及ぼすことから、要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点事業等との連携体制を強化します。	・要保護児童対策地域協議会（29団体等で構成）を中心に他機関との連携を図るなかで、今後も妊娠期から切れ目のない支援を行う。 ・令和 6 年度から（仮称）こども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能双方の機能を一体的に運営し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、相談支援を行う。 ・街頭啓発及び市民への周知については、ホームページや広報紙の掲載、公共施設でのチラシの配架により、引続き、児童虐待に対する意識の醸成に努める。	・要保護児童対策地域協議会の開催 【実施回数】19回（代表者会議 2 回、進行管理会議 5 回、実務者会議12回）（見込み） ・早期支援につながった件数 【件数】28件（見込み） ・スーパーバイザーの招聘 【実施回数】28回（見込み） ・関係機関職員向けの専門研修の実施 【実施回数】1 回（1 月）（見込み） ・広報誌、ホームページ、ねやがわ子育てナビ等への掲載 ・啓発 【実施状況】公共施設ののぼり設置及び市内自治会掲示板へのポスター掲示を実施。	A	虐待対応には一定期間職員が定着して専門性を高めることが必要であるため、29団体等で構成される要保護児童対策地域協議会を中心に他機関との連携を図っているが、その職務に必要とされる専門性及び知見の蓄積の重要性に鑑み、それぞれの機関の職員について、体系的な研修や、適時・適切なスーパービジョン、OJTが可能な体制が重要である。	29団体等で構成される要保護児童対策地域協議会を中心に他機関との連携を図るなかで、今後も妊娠期から切れ目のない支援を行っていくため、それぞれの機関の職員について、体系的な研修や、適時・適切なスーパービジョン、OJTが可能な体制が重要であり、ネットワーク機能を十分に活用する。 令和 6 年度からこども家庭センター「ねやっCo相談ステーション」を設置している。引続き母子保健機能と児童福祉機能双方の機能を一体的に運営し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、相談支援を行っていく。 また、啓発及び市民への周知については、ホームページや広報紙への掲載、公共施設でのチラシの配架等により、市民に周知している。引続き、市民の児童虐待防止に対する意識の醸成に努めていく。	・要保護児童対策地域協議会（29団体等で構成）を中心に他機関との連携を図るなかで、今後も妊娠期から切れ目のない支援を行う。 ・こども家庭センター「ねやっCo相談ステーション」において、引き続き母子保健機能と児童福祉機能双方の機能を一体的に運営し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、相談支援を行う。 ・啓発及び市民への周知については、ホームページや広報紙への掲載、公共施設でのチラシの配架等により、引続き、児童虐待に対する意識の醸成に努める。	こどもを守る課